

職員紹介制度 規程

(目的)

第1条

この規程は社会福祉法人豊和会（以下「豊和会」という）の職員紹介制度に関する基本的事項を定めるものとする。

豊和会が安定的に地域における介護福祉業務を遂行するためには、職員の充足が不可欠である。豊和会で働く職員の家族や知人等つながりある者に対し組織の魅力を伝えることで、採用の拡大とミスマッチを防止し、長期的に活躍できる人材を確保するために導入する。

(応募)

第2条

職員紹介は施設が公共職業安定所等への求人、または施設ホームページにより募集する職員を対象とする。

(報奨)

第3条

1. 本規定に従って入職希望者の採用に至った場合、紹介した職員に対し報奨金を交付する。
2. 報奨金の交付は、採用日から6ヶ月経過以降も在職している場合に交付し6か月以内に退職した場合は交付しない。よって交付時期は6ヶ月経過後の翌月とする。
3. 報奨金
100,000円 … 夜勤可能な常勤職員
50,000円 … 夜勤なしの常勤職
25,000円 … 時短勤務の契約及びパート職員

(その他)

第4条

1. 採用日から6か月経過した場合、紹介した職員は「報奨金交付申込書」に記載し法人に提出する。
2. 本規定の適用一時中止、開始の場合は法人より通知するものとする。

附則 この規程は、令和5年4月1日より施行する。